

本補助金における業種と日本標準産業分類の対応表

業種	日本標準産業分類上での分類
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 0（各種商品卸売業） 中分類 5 1（繊維・衣服等卸売業） 中分類 5 2（飲食品卸売業） 中分類 5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 5 4（機械器具卸売業） 中分類 5 5（その他の卸売業）
小売業	大分類 F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち 細分類 3 3 1 3 電気小売業 細分類 3 4 1 3 ガス小売業 大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 6（各種商品小売業） 中分類 5 7（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 5 8（飲食品小売業） 中分類 5 9（機械器具小売業） 中分類 6 0（その他の小売業） 中分類 6 1（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 6（飲食店） 中分類 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 3 8（放送業） 小分類 4 1 1（映像情報制作・配給業） 小分類 4 1 2（音声情報制作業） 小分類 4 1 5（広告制作業） 小分類 4 1 6（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類 H（運輸業、郵便業）のうち 細分類 4 8 9 2 レッカー・ロードサービス業 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 6 9 3（駐車場業） 中分類 7 0（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類 7 9 1（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス事業） 大分類 R（サービス業<他に分類されないもの>）
ゴム製品製造業	大分類 E（製造業）のうち 中分類 1 9 ゴム製品製造業 ※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 3 9（情報サービス業）
旅館業	大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 5（宿泊業）
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	上記以外の分類

本表は、以下を参照して作成

- ・ 中小企業庁
「日本標準産業分類第14回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱いについて」
<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>
- ・ 中小企業等経営強化法
第2条における「中小企業者」の定義
中小企業等経営強化法施行令
第1条における法「第2条第1項第5号に規定する政令で定める業種」